11 月9日、第 14 回こども性暴力防止法施行準備検討会が開催され、こども性暴力防止法の施行に向けたガイドの素案等が示されました。

「こども性暴力防止法」に基づき、従事者の性犯罪歴（犯罪事実確認）をオンラインで行うこども性暴力防止法関連システム（通称：こまもろうシステム）で事業者が犯罪事実確認を行うタイミングは、大きく分けて次の2つがあります。

(1) 施行日（12 月 25 日）以後に内定、内示等を行う新規採用等の従事者は内定、内示等から子どもと接する業務に就くまでの間
(2) 施行日時点で業務についている者、施行日の前日までに内定を受けている者（以下、「施行時現職者」という）は施行日から3年以内（具体的には、分散申請（2027 年4月以降）のタイミング）

事業者が実施すべき手続きとしては、次の4つが示されています。
1 今から速やかに実施すべき事項（上記(2)関係）
2 システム仮稼働（12 月中旬頃を予定）以降速やかに実施すべき事項（(1)・(2)共通）
3 施行日（12 月 25 日以降）以後その都度実施すべき事項（上記(1)関係）
4 施行日（12 月 25 日以降）以後指定された時期に実施すべき事項（上記(2)関係）

こうした手続きを進めるための「こまもろうシステム 簡単ガイド（日本国籍者用）」の素案が示されました。次のような構成となっています。
●手続きの全体のフロー
●Step1 アカウント登録（マイナンバーカードの場合・マイナンバーカード以外の場合）
●Step2 初回ログイン
●Step3 必要書類の準備
●Step4 犯罪事実確認書の記載内容の事前確認と3つの手続き

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。
【参考リンク】
こども性暴力防止法施行準備検討会（第 14 回）
https://www.cfa.go.jp/councils/koseibo-jumbi/232a9d87